令和７年度
尾鷲市特別職報酬等審議会資料

尾　鷲　市

目　　次

尾鷲市特別職報酬等審議会条例・・・・・・・・　Ｐ１

人事院勧告について・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

尾鷲市の状況について・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

県内各市との比較・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６

尾鷲市特別職報酬等審議会条例

（設置）

第１条　市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、尾鷲市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　市長は議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第３条　審議会は、委員７人をもって組織し、その委員は尾鷲市の区域内の公共団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

２　委員は当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は会長が招集する。

２　審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２５日条例第３２号抄）

１　この条例は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年２月７日条例第４号）

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年２月６日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２７日条例第３９号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２７日条例第２号抄）

（施行期日等）

１　この条例は、平成２７年4月１日から施行する。

３　在職期間においては、この条例による改正後の尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、尾鷲市奨学金貸与条例第４条第１項の規定、尾鷲市特別職報酬等審議会条例及び尾鷲市議会委員会条例の規定は適用せず、なおその効力を有する。

人事院勧告について

○令和５年の人事院勧告の概要

過去５年の平均と比べ、約１０倍のベースアップ

① 民間給与との較差:3,869 円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約８％[12,000 円]、大卒：約６％[11,000 円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定

② ボーナスを 0.10 月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に 0.05 月分ずつ均等に配分

③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額：3,000 円]

○令和６年の人事院勧告の概要

民間給与の状況を反映して、約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】　官民較差：11,183 円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】0.10 月分引上げ（年間：4.50 月→4.60 月）
- 【給与制度のアップデート】現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換

①若年層給与水準の競争力向上
②職務・職責重視の処遇
③能力・実績の適切な反映
④地域の民間給与水準反映
⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応
⑥環境変化への対応という６つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

尾鷲市の状況について

① 人口の推移

（単位：人）

項　　　目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
男	8,177	8,012	7,770	7,602	7,372	7,219	7,055
女	9,472	9,241	9,082	8,827	8,583	8,384	8,147
合　　　計	17,649	17,253	16,852	16,429	15,955	15,603	15,202

出典：R1～R6年は尾鷲市統計書令和６年度版・R７年は住民基本台帳数値（７月）

② 人口の将来推計

（単位：人）

項　　　目	R2	R7	R1２	R1７	R2２	R2７	R3２
０ 歳 ～ １ ４ 歳	1,407	1,032	793	653	562	478	393
１ ５ 歳 ～ ６ ４ 歳	7,541	6,368	5,478	4,621	3,798	3,193	2,695
６ ５ 歳 以 上	7,304	6,951	6,374	5,768	5,224	4,625	4,037
合　　　計	16,252	14,351	12,645	11,042	9,584	8,296	7,125
高 齢 化 率	44.9%	48.4%	50.4%	52.2%	54.5%	55.7%	56.7%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（令和５年推計）　R2 年は国勢調査数値

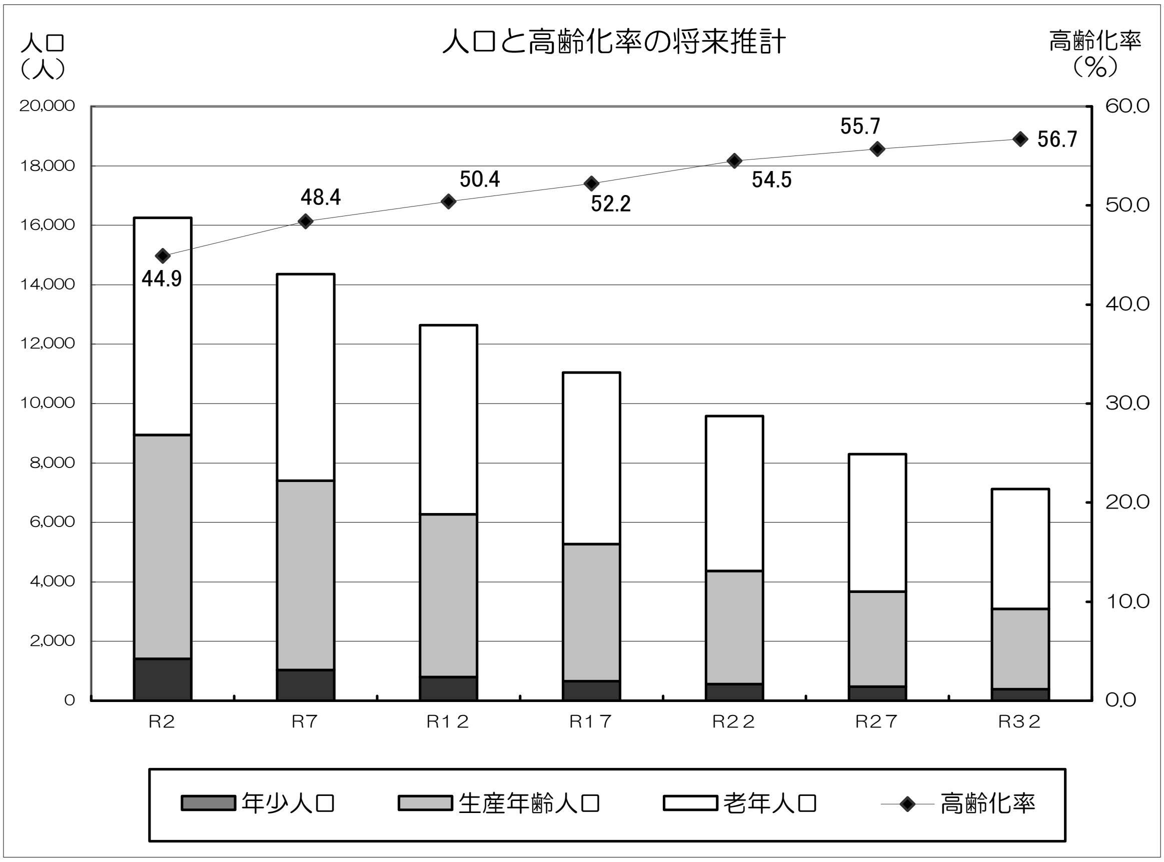

③ 歳入歳出の状況

（単位：百万円）

項　　　　　　目	R2	R3	R4	R5	R6
地　　方　　税	1,997	1,976	1,971	1,972	1,901
地　方　交　付　税	3,873	4,283	4,284	4,338	4,376
そ　　の　　他	7,568	5,500	5,862	5,486	6,018
歳　入　合　計	13,438	11,759	12,117	11,796	12,295
人　　件　　費	1,559	1,667	1,617	1,638	1,746
扶　　助　　費	1,768	2,199	1,976	2,091	1,935
公　　債　　費	1,240	1,101	1,108	1,083	977
投　資　的　経　費	1,189	563	1,187	845	867
そ　の　他　の　経　費	7,371	5,887	5,907	5,746	6,441
歳　出　合　計	13,127	11,417	11,795	11,403	11,966

【地方税】市民税、固定資産税、軽自動車税など市が条例に基づいて課税するもの。

【扶助費】社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹を成す経費のこと。

【公債費】市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金の合計額

【投資的経費】道路、建物の建設や大規模修繕など、社会資本の整備に要する経費のこと。

④ 主な財政指標

項　目	R2	R3	R4	R5	R6	早期健全化基準	財政再生基準
経常収支比率	98.8%	89.6%	95.0%	94.3%	97.2%		
財政力指数	0.362	0.330	0.337	0.339	0.336		
実質赤字比率	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	14.34%	20.00%
連結実質赤字比率	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字	19.34%	30.00%
実質公債費比率	11.7%	10.8%	9.6%	8.8%	8.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	38.0%	22.5%	10.8%	1.4%	－	350.0%	

【経常収支比率】地方公共団体の経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）のために、経常一般財源（市税、地方交付税等）がどれだけ充用されたかを示す比率のこと。財政構造が硬直化すればするほど値が高くなる。

【財政力指数】地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値であり、過去３カ年の平均値を指す。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえ、財政力指数が 1.0 を上回れば地方交付税が支給されない不交付団体となる。

【実質赤字比率】一般会計において翌年度収入を繰り上げしているなどの実質的な赤字状態が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率のこと。

【連結実質赤字比率】市の全ての会計（一般会計や国民健康保険会計、水道事業会計など）を合計した結果に生じている実質的な赤字状態が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率のこと。

【実質公債費比率】道路整備や施設整備などの一般会計等における地方債だけではなく、水道事業などの特別会計で発行した地方債に対する一般会計の負担分などを含めた実質的な地方債償還のこと。

【将来負担比率】将来負担（地方債残高や債務負担行為見込、退職手当金見込など市が将来的に負担すべきもの）から、それらに対する財源見込み（将来負担の財源として見込める歳入や基金など）を差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率のこと。

留意事項：実質公債費比率が１８％以上になると、地方財政法に基づき市債の発行が協議から許可となります。

⑤ 市債の推移

（単位：百万円）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
市債発行額	973	542	823	437	493
元金償還額	1,196	1,067	1,080	1,056	950
市債残高	9,741	9,215	8,959	8,340	7,883

⑥ 基金の推移

（単位：百万円）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
財政調整基金	931	1,669	2,122	2,486	2,579
減債基金	151	195	159	183	202
その他目的基金	995	921	940	855	1,352
基金合計	2,077	2,785	3,220	3,524	4,133

【財政調整基金】年度間の財源の不均衡をならすための積立金で、地方財政法で設置が義務づけられている基金のこと。

【減債基金】公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。

⑦ 職員の状況（普通会計分）

（職員給の単位は百万円）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
職員数	162 人	163 人	161 人	167 人	167 人
職員給（給料＋手当）	919	967	973	1,011	1,074
ラスパイレス指数	96.9%	96.4%	96.9%	97.0%	96.8%

【職員給】職員に支給する給料や通勤、扶養、期末勤勉手当など。但し、退職手当、共済負担金はのぞく。

【ラスパイレス指数】地方公共団体の給与水準と国家公務員の給与水準を比較する場合、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国家公務員を１００としたもの。

県内各市との比較

①人口等の比較

市名	人口（人）	世帯数（世帯）	面積（㎢）	職員数（人）	議員数（人）
四日市市	305,554	146,916	206.50	3,263	34
津市	266,742	129,249	711.18	2,575	34
鈴鹿市	193,761	90,064	194.46	1,449	28
松阪市	152,007	66,526	623.58	1,845	28
桑名市	137,481	62,089	136.65	1,093	26
伊勢市	117,920	56,420	208.37	1,524	24
伊賀市	83,809	40,511	558.23	1,256	22
名張市	73,624	35,026	129.77	827	18
亀山市	49,115	22,657	191.04	578	18
志摩市	43,513	22,379	178.93	773	18
いなべ市	41,837	17,764	219.83	359	18
鳥羽市	16,201	8,156	107.34	327	13
尾鷲市	15,202	8,687	192.71	389	10
熊野市	14,719	8,229	373.35	271	12

市名	R5 一般会計決算			財政力指数	ラスパイレス指数
	決算額（千円）	議会費（千円）	人件費（千円）		
四日市市	133,907,862	608,342	21,051,504	1.14	101.9
津市	118,438,703	557,322	23,009,015	0.67	99.1
松阪市	73,090,793	349,269	11,765,509	0.59	98.0
鈴鹿市	71,136,938	414,325	13,707,306	0.86	100.1
桑名市	60,614,035	354,771	9,735,095	0.80	100.5
伊勢市	54,483,485	290,727	9,681,524	0.57	98.6
伊賀市	48,291,781	277,248	9,417,285	0.60	96.8
名張市	31,810,027	213,625	5,028,973	0.63	96.0
志摩市	27,953,653	183,178	5,904,102	0.39	97.3
いなべ市	24,879,775	204,976	3,505,681	0.76	99.8
亀山市	21,700,701	228,098	4,939,928	0.82	100.1
鳥羽市	13,181,850	122,878	2,516,346	0.40	96.1
熊野市	13,012,367	122,352	2,947,269	0.25	100.4
尾鷲市	11,403,273	84,770	1,638,067	0.34	97.0

県内１４市中、人口は１３番目であり、人口規模としては熊野市や鳥羽市と同等と言えます。

職員数に関しては、各市それぞれに市営の施設等があるため、一概に比較が出来ませんが、尾鷲市は、尾鷲総合病院の職員数が影響していると考えられます。

議員数に関しては、県内最小数となっています。

一般会計の決算額の規模は最小であり、同じく人件費も最小、財政力指数は１３番目、ラスパイレス指数は１１番目となっています。

②市長及び副市長の給与等の比較

市長の給料額				副市長の給料額			
市名	金額（円）	減額後金額（円）″	減額率（%）″	市名	金額（円）	減額後金額（円）	減額率（%）
四日市市	1,150,000			四日市市	936,000		
津市	1,130,000			津市	870,000		
鈴鹿市	1,090,000			鈴鹿市	840,000		
桑名市	1,056,000			桑名市	802,000		
松阪市	1,015,000			松阪市	786,000		
伊勢市	1,006,000			伊勢市	780,000		
亀山市	995,000	945,250	5	いなべ市	750,000		
いなべ市	950,000			亀山市	745,000		
伊賀市	924,000			志摩市	720,000		
尾鷲市	900,000			伊賀市	716,000		
名張市	900,000			尾鷲市	712,000	640,800	10
志摩市	900,000			名張市	690,000		
熊野市	900,000			鳥羽市	688,000		
鳥羽市	890,000			熊野市	670,000		

市長の給与額は県内１４市中、１０番目でありますが、同額が他に３市あるため金額としては、鳥羽市に次ぐ下から２番目の金額となっております。

前回（平成２７年）の審議会時には、１４市中８市が市長自身の判断で給与を減額していましたが、現在、減額している自治体は亀山市のみです。

次に、副市長の給与額は、県内１４市中、１１番目となっており、尾鷲市のみ10%減額となっております。

また、人事院勧告や近年の著しい物価高騰等を踏まえて、今年度４月には、三重県の他４市（四日市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市）が給与月額の改定を実施し、１万５千円～５万１千円の引き上げが行われました。

市長期末手当				副市長期末手当			
市名	年間計（月）	役職加算（%）	給料額×加算×率（円）	市名	年間計（月）	役職加算（%）	給料額×加算×率（円）
津市	4.6	20	6,237,600	津市	4.6	20	4,802,400
鈴鹿市	4.6	20	6,016,800	四日市市	3.45	45	4,682,340
桑名市	4.6	20	5,829,120	鈴鹿市	4.6	20	4,636,800
四日市市	3.45	45	5,752,875	桑名市	4.6	20	4,427,040
松阪市	4.6	20	5,602,800	松阪市	4.6	20	4,338,720
伊勢市	4.6	20	5,553,120	伊勢市	4.6	20	4,305,600
いなべ市	4.6	20	5,244,000	いなべ市	4.6	20	3,967,500
亀山市	4.3	20	5,134,200	亀山市	4.3	20	3,844,200
尾鷲市	3.95	20	4,266,000	志摩市	3.95	20	3,412,800
志摩市	3.95	20	4,266,000	伊賀市	3.6	20	3,093,120
伊賀市	3.6	20	3,991,680	尾鷲市	3.95	20	3,037,392
鳥羽市	3.55	20	3,791,400	鳥羽市	3.55	20	2,930,880
熊野市	3.45	20	3,726,000	熊野市	3.45	20	2,773,800
名張市	3.3	20	2,494,800	名張市	3.7	20	2,144,520

期末手当は、市長は県内１４市中９番目、副市長は１１番目となっています。
また、尾鷲市では現在、副市長には１０%減額した額が支給されています。
名張市は市長、副市長ともに３０%減額した額が支給されています。

市長退職手当			副市長退職手当		
市名	算定方法	一期（4年）毎の手当額	市名	算定方法	一期（4年）毎の手当額
津市	給料×月数×0.55	29,832,000	四日市市	給料×月数 ×0.4	17,971,200
四日市市	給料×月数×0.5	27,600,000	津市	給料×月数×0.35	14,616,000
鈴鹿市	給料×年数×4.5	19,620,000	鈴鹿市	給料×年数×3.15	10,584,000
桑名市	給料×年数×4.5	19,008,000	いなべ市	給料×月数×0.25	9,000,000
いなべ市	給料×月数×0.416	18,969,600	桑名市	給料×年数×2.8	8,982,400
伊勢市	給料×年数×4.5	18,108,000	松阪市	給料×月数×0.235	8,866,080
名張市	給料×年数×5	18,000,000	伊勢市	給料×年数×2.8	8,736,000
志摩市	給料×月数×0.416	17,971,200	志摩市	給料×月数×0.25	8,640,000
亀山市	給料×年数×4.5	17,910,000	亀山市	給料×年数×2.8	8,344,000
松阪市	給料×月数×0.375	17,874,000	伊賀市	給料×年数×2.8	8,019,200
伊賀市	給料×年数×4.5	16,632,000	尾鷲市	給料×年数×2.8	7,974,400
尾鷲市	給料×年数×4.5	16,200,000	名張市	給料×年数×2.8	7,728,000
熊野市	給料×月数×0.375	16,200,000	鳥羽市	給料×年数×2.8	7,705,600
鳥羽市	給料×年数×4.5	16,020,000	熊野市	給料×月数×0.235	7,557,600

市長の退職手当は、県内１４市中１２番目ですが同額が他に ２１市あるため最低下から２番目で、副市長は１１番目となっています。

③教育長の給与額

教育長の給料額

市名	給料（円）
四日市市	788,000
津市	740,000
松阪市	681,000
伊勢市	678,000
桑名市	659,000
鈴鹿市	652,000
亀山市	650,000
いなべ市	650,000
熊野市	630,000
尾鷲市	615,000
鳥羽市	615,000
志摩市	600,000
伊賀市	591,500
名張市	578,000

（減額後）
553,500

教育長の期末手当

市名	支給率Ａ	加算率（％）Ｂ	給料×Ａ×Ｂ（円）
津市	4.6	20	4,084,800
四日市市	3.45	45	3,941,970
松阪市	4.6	20	3,759,120
伊勢市	4.6	20	3,742,560
桑名市	4.6	20	3,637,680
鈴鹿市	4.6	20	3,599,040
いなべ市	4.6	15	3,438,500
亀山市	4.3	20	3,354,000
志摩市	3.95	20	2,844,000
尾鷲市	3.95	20	2,623,590
鳥羽市	3.55	20	2,619,900
熊野市	3.45	20	2,608,200
伊賀市	2.975	20	2,111,655
名張市	2.5	20	1,213,800

教育長の退職手当

市名	算出式	一期（３年）毎の手当額
津市	給料×月数×0.25	6,660,000
松阪市	給料×月数×0.21	5,148,360
四日市市	給料×月数×0.17	4,822,560
鳥羽市	給料×年数×2.5	4,612,500
鈴鹿市	給料×年数×2.25	4,401,000
いなべ市	給料×月数×0.183	4,282,200
伊勢市	給料×年数×2	4,068,000
桑名市	給料×年数×2	3,954,000
志摩市	給料×月数×0.183	3,952,800
亀山市	給料×年数×2	3,900,000
熊野市	給料×月数×0.17	3,855,600
尾鷲市	給料×年数×2.	3,690,000
伊賀市	給料×年数×2	3,549,000
名張市	給料×年数×2	3,468,000

現在の教育長の給料額は、県内１４市中１０番目、期末手当も１０番目で１０％の減額を行なっております。また、名張市は期末手当について、３０％減額した額が支給されています。

退職手当につきましては１２番目となっております。

④議長、副議長及び議員報酬額の比較

議長の報酬額		副議長の報酬額		議員の報酬額	
市名	金額（円）	市名	金額（円）	市名	金額（円）
四日市市	712,000	四日市市	648,000	四日市市	607,000
津市	670,000	津市	610,000	津市	550,000
鈴鹿市	631,000	鈴鹿市	555,000	鈴鹿市	500,000
桑名市	598,000	桑名市	517,000	桑名市	466,000
名張市	583,000	松阪市	508,000	名張市	460,000
松阪市	570,000	伊勢市	506,000	松阪市	449,000
伊勢市	564,000	名張市	502,000	伊勢市	448,000
伊賀市	530,000	伊賀市	467,000	伊賀市	423,000
いなべ市	495,000	いなべ市	420,000	いなべ市	390,000
亀山市	495,000	亀山市	420,000	亀山市	390,000
志摩市	470,000	志摩市	399,000	志摩市	370,000
鳥羽市	443,000	鳥羽市	375,000	熊野市	340,000
熊野市	440,000	熊野市	370,000	鳥羽市	335,000
尾鷲市	425,000	尾鷲市	353,000	尾鷲市	321,000

議長、副議長及び議員期末手当					
市名	年間計（月）	役職加算（%）	議長（円）	副議長（円）	議員（円）
四日市市	3.45	45	3,561,780	3,241,620	3,036,517
津市	4.2	20	3,376,800	3,074,400	2,772,000
鈴鹿市	4.0	20	3,028,800	2,664,000	2,400,000
名張市	3.6	20	2,518,560	2,168,640	1,987,200
桑名市	3.45	20	2,475,720	2,140,380	1,929,240
松阪市	3.45	20	2,359,800	2,103,120	1,858,860
伊勢市	3.45	20	2,334,960	2,094,840	1,854,720
亀山市	3.9	20	2,316,600	1,965,600	1,825,200
伊賀市	3.3	20	2,098,800	1,849,320	1,675,080
いなべ市	3.45	20	2,049,300	1,738,800	1,614,600
熊野市	3.45	20	1,821,600	1,531,800	1,407,600
鳥羽市	3.25	20	1,727,700	1,462,500	1,306,500
志摩市	2.95	20	1,663,800	1,412,460	1,309,800
尾鷲市	3.15	20	1,606,500	1,334,340	1,213,380

議長、副議長及び議員の報酬額は、いずれも県内最低額となっております。